



令和4年度

障害者を対象とした
滋賀県職員採用試験
滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験
— 受験案内 —

滋賀県人事委員会

受付期間 令和4年7月15日(金)～8月22日(月)
(郵送の場合は消印有効)
※ただし、点字試験の受験を希望の方は8月15日(月)まで(消印有効)
第1次試験日 令和4年10月23日(日)

※試験に関する問い合わせおよび受験申込みは

滋賀県人事委員会事務局 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号(県庁東館6階)

電話 077-528-4454 FAX 077-528-4970

E-mail: jinji-i@pref.shiga.lg.jp

滋賀県職員採用ポータルサイト

URL: <https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/>



1 試験区分、採用予定人員、勤務予定先および職務内容

滋賀県職員採用試験

試験区分	採用予定人員	勤務予定先	職務内容
一般事務	3人程度	知事部局の本庁各課、各行政委員会事務局 または地方機関もしくは県立学校等	一般行政事務

滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験

試験区分	採用予定人員	勤務予定先	職務内容
小・中学校事務	2人程度	滋賀県内の市町立の小学校、中学校または 義務教育学校	情報処理、台帳整理、出納会計事務、 給与事務、備品管理等の事務

※上記2つの試験区分のいずれかを第1志望としてください。なお、残りの試験区分を任意で第2志望とすることができます。

※試験区分ごとに合格者を決定するので、得点の状況によっては第2志望の試験区分で合格する場合があります。

※小・中学校事務職員は、勤務先の小・中学校または義務教育学校の属する市町の職員となりますが、任命は滋賀県教育委員会が行い、給与は滋賀県が支給することとなります。なお、原則として各学校における事務職員の配置は1人で、県職員との人事交流はありません。

2 受験資格

次の全ての要件を満たす者が受験できます。

- 昭和63年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者
- 次に掲げる手帳等の交付を受けている者
 - 身体障害者手帳の交付を受けている者
 - 都道府県知事または政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者
 - 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または障害者職業センターにより知的障害者であると判定された者

エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(注) 精神障害者保健福祉手帳には有効期限があります。有効期限の更新手続には、時間を要しますのでご注意ください。

※ 上記の手帳等は、受験日当日および採用予定日において有効であることが必要です。(採用予定日において有効でない場合は、最終合格後であっても採用されません。)

※ 第1次試験当日に手帳等を確認します。また、その後採用までの間に手帳等の提示を求めることがあります。

△ 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 滋賀県職員として(小・中学校事務の場合は、滋賀県教育委員会により)懲戒免職の処分を受け、

当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

※ 日本国籍を有しない者も受験できます。ただし、日本国籍を有しない職員は任用が制限されます。

詳しくは、「9 日本国籍を有しない者の任用について」をご覧ください。

3 試験の日時および場所

	日 時	集合場所
第 1 次 試 験	10月23日(日) 受付開始 8時15分 着 席 9時00分 教養試験 9時15分～11時15分 作文試験等 13時00分～ 試験終了 17時00分頃	滋賀県大津合同庁舎1階 玄関ホール (大津市松本一丁目2番1号)
第 2 次 試 験	11月下旬に大津市内で実施予定です。詳細は第1次試験合格者に通知します。	

4 試験の方法および内容

試験	種 目	内 容	時 間	配 点
第1次 試験	教養試験 (40問)	公務員として必要な時事、社会・人文、自然に関する一般知識および文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力についての筆記試験 (択一式、高校卒業程度)	120分	100点
	作文試験	文章による表現力等についての筆記試験	60分	100点
	適性検査	公務員として必要な適性についての検査(第1次試験合格者のみ判定します。)		—
第2次 試験	口述試験	人物についての個別面接による試験		200点
合 計				400点

△試験および検査の出題は、全て日本語で行います。

△教養試験の解答はマークシート方式です。筆記が困難な場合は、答案用紙を変更することができます。

△使用できる時計は、計時機能だけのものに限り、(携帯電話等は使用できません。)

△試験実施中にスマートフォンなどの携帯電話、タブレット端末、スマートウォッチ、電子辞書等の電子機器類を操作した場合、操作しなくても身に付けていた場合、机の上や机の中に置いていた場合は、不正行為となります。

△第1次試験において、教養試験の成績が一定の基準に達しない場合は、作文試験は採点されません。

△点字、音声パソコンによる受験もできます。その場合の試験時間は教養試験180分、作文試験60分です。

△肢体不自由(上肢)等により、筆記が困難な場合は、パソコン・ワープロを使用することができます。

△障害者を対象とした採用試験の教養試験例題を滋賀県職員採用ポータルサイトに掲載しています。

5 合格者の発表

	時 期	方 法
第1次試験合格者発表	11月中旬 (具体的な日時は、第1次試験の際連絡します。)	滋賀県職員採用ポータルサイトに掲載するほか、合格者に通知します。

最終合格者発表	12月上旬 (具体的な日時は、第2次試験の際連絡します。)	滋賀県職員採用ポータルサイトに掲載するほか、受験者全員に通知します。
---------	----------------------------------	------------------------------------

6 採用予定日

採用日は、令和5年4月1日を基本としつつ、合格者に令和4年度中の就労可能時期も併せて確認し、欠員等の状況を踏まえ決定します。なお、合格者の希望日に採用されるとは限りません。

7 給与および勤務時間

- 給料は、月額166,517円（地域手当を含みます。）です。そのほかに扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。
なお、この額は、令和4年4月1日現在のものです。昇給は、原則として毎年1回行われます。
- 標準的な勤務時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。（勤務先により異なる場合があります。）

8 受験手続および受付期間

受験申込みは、必ず以下のいずれかの方法により行ってください。

申込方法 および 受付期間	<p>○インターネットにより申し込む場合[推奨]</p> <p>インターネットによる申込みが可能な環境にある方は、できるだけインターネットで申し込んでください。</p> <p>県ホームページ右上の「県政情報」から「人事・採用」→「滋賀県職員採用ポータルサイト」へ進み、「令和4年度障害者を対象とした滋賀県職員採用試験、滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験受験案内」のページから「しがネット受付」に接続し、申込画面の注意事項に従って申し込んでください。</p> <p>滋賀県職員採用ポータルサイト <https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/></p> <p>受付期間 7月15日（金）午前9時～8月22日（月）午後5時 ※通信回線上の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って期間内にお申し込みください。</p>
	<p>○申込書を持参または郵送する場合</p> <p>申込書に必要事項を記入し、滋賀県人事委員会事務局に提出してください。 申込書の記入に当たっては、記入上の注意および受験票の記入方法をよく読んで記入してください。なお、申込みの際は、写真は必要ありません。</p> <p>受付期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持参の場合 7月15日（金）～8月22日（月）の執務時間中に受け付けます。 （ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日は受付を行いません。） ・郵送の場合 7月15日（金）～8月22日（月） 8月22日までの消印のあるものに限って受け付けます。封筒の表に赤字で「申込書在中」と書いて、必ず簡易書留または特定記録郵便により送付してください。この場合、受験票の所定欄に必ず63円切手を貼り、宛先を明記してください。 ただし、受験票を封筒に入れた状態での返送を希望する場合は、受験票に切手を貼らずに、宛先を明記して、84円切手を貼った返信用の封筒を同封してください。

- △ インターネットによる申込者には、申込みを受理した場合、受験票を「しがネット受付」上にアップロードしますので、受験票をダウンロード・印刷・加工の上、最近6か月以内に撮影した写真を貼って、第1次試験当日持参してください。受験票が8月25日（木）までにアップロードされないときは、滋賀県人事委員会事務局に問い合わせてください。
- △ 郵送による申込者には、受験票を郵送しますので、令和4年9月5日（月）までに受験票が到着しないときは、滋賀県人事委員会事務局に問い合わせてください。
- △ 受験番号は、第1次試験当日受付において指定します。
- △ 試験当日、補装具の持込みを希望する場合は、受験申込みの際に「申込書（裏面）」の該当欄に必ず記載してください。なお、使用する補装具等は各自で用意の上、試験当日に持参してください。
- △ **点字による受験を希望する場合は、必ず8月15日（月）までに申込みをしてください（消印有効）。**
なお、上記期限までに申込みがない場合は、点字による受験の対応はできません。
- △ 自然災害等による試験日程の変更およびその他の緊急連絡は、滋賀県職員採用ポータルサイトに掲載します。

9 日本国籍を有しない者の任用について

- 日本国籍を有しない者は、各任命権者が定める一部の職（「公権力の行使」または「公の意思形成へ

の参画」に携わる職のうち、職務の内容または権限が統治作用と関わる程度が強いもの) 以外の職に任用されます。

(2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

10 試験結果の開示

この試験の結果については、滋賀県個人情報保護条例に基づき口頭により開示を請求することができます。電話等による請求では開示できませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類（学生証、運転免許証、旅券等）を持参の上、次表の開示受付期間中の午前9時から午後5時までの間に、人事委員会事務局までお越しください。（ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日は受付しておりません。）

なお、各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となります。したがって、得点が上位であっても不合格となる場合があります。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示受付期間	開示場所
第1次試験	第1次試験受験者	第1次試験の合計得点および順位ならびに教養試験の正答数	第1次試験合格発表の日から1か月間	滋賀県人事委員会事務局 (大津市京町四丁目1番1号 県庁東館6階)
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の合計得点と第2次試験の合計得点とを合算して得た総合得点および総合得点による順位	第2次試験合格発表の日から1か月間	

◇参考(令和3年度障害者を対象とした採用試験実施結果)

採用予定人員	受験者数	合格者数
一般事務 3人程度	26人	3人
小・中学校事務 2人程度	7人	2人

※ 受験者数は第1志望のみの実人数であり、第2志望の人数は含みません。

※ 合格者数は第2志望を含む人数です。

注意事項

- 1 試験当日は、受験票、受験資格の有無が確認できる手帳や判定書等の原本、筆記用具（HB鉛筆数本、消しゴム）、昼食を持参してください。
- 2 受験票には、最近6か月以内に撮影した写真を貼って、試験当日持参してください。
- 3 受験番号は試験当日受付において指定します。
- 4 自然災害等による試験日程の変更およびその他の緊急連絡は、滋賀県職員採用ポータルサイト (<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/>) に掲載します。

[試験場案内図]

